



優良住宅部品認定基準 及び付加認定基準

Certification Standards for Quality Housing Components

浴槽

Bathtubs

BLS BT:2018

2018年7月13日公表・施行

一般財団法人 **ニセーラビニガ**

目 次

優良住宅部品認定基準及び付加認定基準 浴槽

I. 総則

1. 適用範囲
2. 用語の定義
3. 部品の構成
4. 材料
5. 施工の範囲
6. 寸法

II. 要求事項

- 1 住宅部品の性能等に係る要求事項
 - 1.1 機能の確保
 - 1.2 安全性の確保
 - 1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保
 - 1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保
 - 1.2.3 健康上の安全性の確保
 - 1.2.4 火災に対する安全性の確保
 - 1.3 耐久性の確保
 - 1.4 環境に対する配慮（この要求事項は、必須要求事項ではなく任意選択事項である）
 - 1.4.1 製造場の活動における環境配慮
 - 1.4.2 浴槽のライフサイクルの各段階における環境配慮
 - 1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮
 - 1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮
 - 1.4.2.3 施工時における環境配慮
 - 1.4.2.4 使用時における環境配慮
 - 1.4.2.5 更新・取外し時における環境配慮
 - 1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮
- 2 供給者の供給体制等に係る要求事項
 - 2.1 適切な品質管理の実施
 - 2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保
 - 2.2.1 適切な品質保証の実施
 - 2.2.2 確実な供給体制の確保
 - 2.2.3 適切な維持管理への配慮
 - 2.2.3.1 維持管理のしやすさへの配慮
 - 2.2.3.2 補修及び取替えへの配慮
 - 2.2.4 確実な維持管理体制の整備
 - 2.2.4.1 相談窓口の整備
 - 2.2.4.2 維持管理の体制の構築等
 - 2.2.4.3 維持管理の実施状況に係る情報の管理
 - 2.3 適切な施工の担保
 - 2.3.1 適切なインターフェースの設定
 - 2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保
- 3 情報の提供に係る要求事項
 - 3.1 基本性能に関する情報提供
 - 3.2 使用に関する情報提供
 - 3.3 維持管理に関する情報提供
 - 3.4 施工に関する情報提供

III. 付加認定基準

1. 環境の保全に寄与する特長を有する浴槽についての付加認定基準

IV. 附 則

優良住宅部品認定基準及び付加認定基準

浴槽

I. 総則

1. 適用範囲

住宅の浴室に設置する浴槽に適用する。ただし、洗い場付き浴槽は対象としない。

2. 用語の定義

- a) 洗い場付き浴槽：洗い場と浴槽が一体になっているものをいう。
- b) 洋風浴槽：洗い場のない浴室に設置することを想定した浴槽をいう。
- c) 腰掛け付き浴槽：浴槽の上縁面で腰を下ろし、お尻を支点にして体を回転させて入浴できる浴槽をいう。
- d) 浴室ユニット専用浴槽：浴室ユニットへの設置のみを想定した浴槽をいう。
- e) 上縁面：浴槽の最上部でフラットな面の部分をいう。
- f) オーバーフロー口：上縁面からの溢水を防ぐために浴槽内側面の上部に設けられた水の流出口をいう。
- g) 排水口：浴槽底面にある浴槽内の湯水を排水するために設けられた穴をいう。
- h) 排水栓：浴槽底面にある浴槽内の湯水の排水を調節するものをいう。
- i) 排水器具：ゴム栓を使用した排水器具の場合、鎖取付具、鎖及び排水栓を指し、ゴム栓以外の排水器具の場合、操作部、伝達部及び排水栓を指す。
- j) 保温材：保温性を向上させるために、浴槽の外側面に取り付けられたものをいう。
- k) グリップ：入浴中の姿勢を保持するために、浴槽の内側面等に設けられた手をかける部分をいう。
- l) モジュール呼び寸法：構成材のサイズをモジュールによって規定する面、すなわち構成部材の基準面間の距離をいう。
- m) 製作寸法：設計図書、カタログ等で表示される寸法をいう。
- n) 実寸法：部品そのものの実際の寸法をいう。
- o) 取替えパーツ：将来的に交換が可能な構成部品若しくはその部分又は代替品をいう。
- p) 消耗品：取替パーツのうち、耐用年数が短いもので、製品本体の機能・性能を維持するために交換を前提としているもの。
- q) メンテナンス：製品の利用期間中にわたり、その機能・性能を維持・保守する行為をいう。当基準上では、計画的な維持・保守に加え、製品の破損・故障に対する緊急補修や、クレーム処理などをその範囲に加える。
- r) インターフェイス：他の住宅部品、住宅の躯体等との取り合いをいう。

3. 部品の構成

部品構成は、表－1による。各部の名称は図－1による。

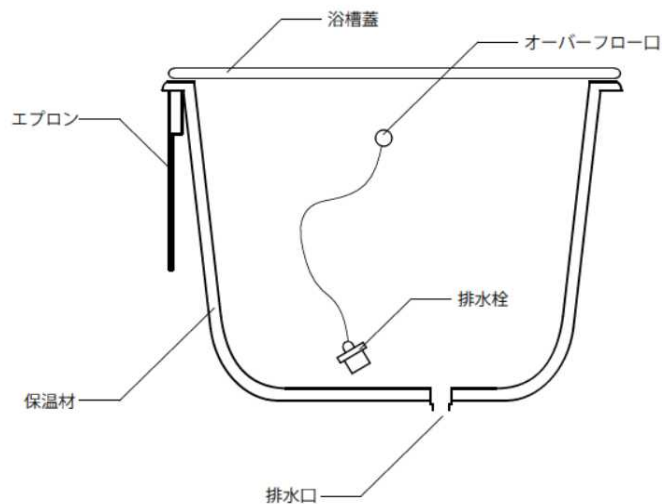
表－1 構成部品

構成部品	構成の別 ^{注)}	備 考
本体	●	*1 洋風浴槽については、オーバーフロー口を有すること。
排水器具 ^{*1}	●	
浴槽ふた	○	
エプロン	△	
グリップ	△	
保温材	△	

注) 構成の別

- ：(必須構成部品) 住宅部品としての基本機能上、必ず装備されていなければならない部品及び部材を示す。
- ：(セットフリー部品) 必須構成部品のうち、販売上必ずしもセットしなくてもよい部品及び部材を示す。
- △：(選択構成部品) 必須構成部品に選択的に付加することができるもので、必ずしも保有しなくてもよい部品及び部材を示す。

図－1 各部の名称



4. 材料

必須構成部品及び選択構成部品に使用する材料は、名称及び該当する JIS 等の規格名称を明確化し、又は、JIS 等と同等の性能を有していることを証明したものを対象とする。

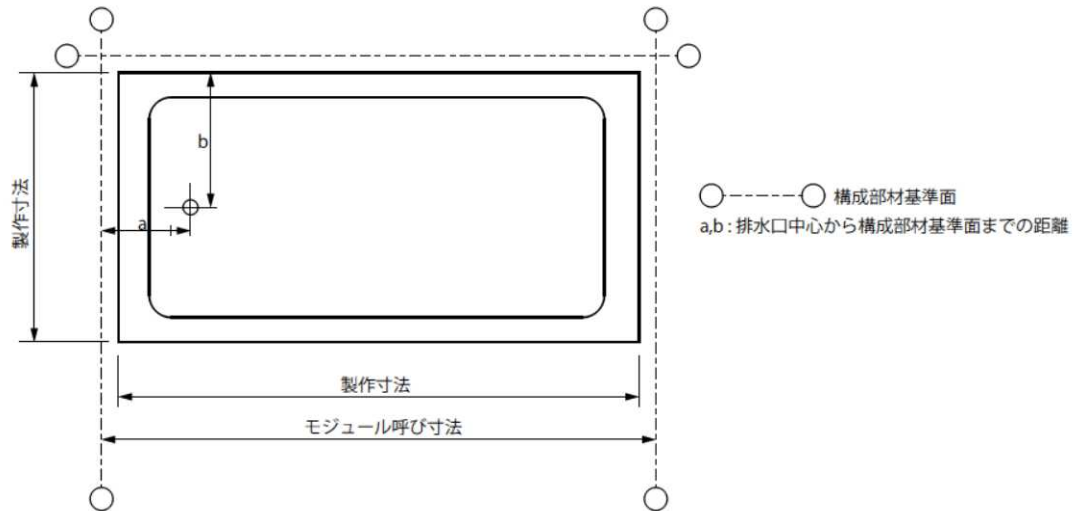
5. 施工の範囲

構成部品の施工範囲は、原則として浴槽を床へ据え付けるところまでとし、他の部位との取り合いについては施工の範囲外とする。

6. 寸法

- a) 図－2のとおり、浴槽の平面の長辺方向の寸法をモジュール呼び寸法として表示すること。

図-2 寸法位置 (例)



b) 浴槽の実寸法の製作寸法に対する許容差は、表-2による。

表-2 浴槽の実寸法の製作寸法に対する許容差

浴槽の種別	実寸法の製作寸法に対する許容差
浴室ユニット専用浴槽	-10 mm ~ 0 mm
一般浴槽	± 5 mm

II. 要求事項

1 住宅部品の性能等に係る要求事項

1.1 機能の確保

- a) 浴槽及び浴槽ふたの保温
浴槽及び浴槽ふたは、保温性を有すること。
- b) 浴槽内部の排水後の水はけ
浴槽内部は、排水後に水だまりがないこと。
- c) 排水栓の止水性
浴槽排水栓は、止水性を有すること。
- d) グリップ部からの漏水
グリップを設置する場合は、グリップと浴槽本体との接続部から漏水のないものであること。

1.2 安全性の確保

1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保

- a) 満水時の変形
浴槽は、満水時に変形が少ないこと。
- b) 浴槽底面の耐衝撃 (人体による衝撃)
浴槽底面は、人体による衝撃において、表面の変形、ひび割れ、保温材のはく離が生じないこと。
- c) 浴槽底面の耐衝撃 (化粧瓶等の落下による衝撃)
浴槽底面は、化粧瓶等の落下による衝撃において、表面のひび割れ、はく離が生じないこと。

- d) 浴槽底面の耐載荷
浴槽底面は、鉛直荷重において、表面の変形、ひび割れ、保温材のはく離が生じないこと。
- e) 浴槽上縁面の耐載荷
浴槽上縁面は、鉛直荷重の除荷後に、表面の変形、ひび割れ、保温材のはく離がないこと。
- f) 排水器具の耐引張力
ゴム栓を使用した排水器具の場合は、排水器具は、所定の引張力において各部に変形が生じないこと。
- g) グリップ部の強度
グリップを設置する場合は、グリップは、浴槽本体に堅固に取り付けられていること。
- h) エプロン面の変形
エプロンがある場合は、エプロンは、所定の荷重において変形量が少ないこと。
- i) 着脱式のエプロンの固定
着脱式のエプロンの場合は、エプロンは、がたつきがないこと。

1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保

- a) 洋風浴槽の底面のすべりにくさ
洋風浴槽の底面は、滑りにくさに配慮されていること。
- b) 浴槽ふたの安全性
浴槽ふたは、使用時に加わる外力、衝撃力、曲げ力に対し破れ、割れ、破損がないこと。また、十分な耐水性、耐熱性を有すること。

(1.2.3 健康上の安全性の確保)

(1.2.4 火災に対する安全性の確保)

1.3 耐久性の確保

- a) 浴槽の耐久性
浴槽は、長期の温水の使用に対し、表面の変形、ひび割れ、泡、錆、保温材のふくれ・はく離、著しい変退色が生じないこと。
- b) 浴槽の耐酸性
浴槽は、酸性溶液に対し、十分な耐酸性を有すること。
- c) 浴槽の耐アルカリ性
浴槽は、アルカリ性溶液に対し、十分な耐アルカリ性を有すること。
- d) 浴槽の汚染回復
浴槽は、汚染に対し清掃しやすい表面状態であること。

1.4 環境に対する配慮（この要求事項は、必須要求事項ではなく任意選択事項である）

1.4.1 製造場の活動における環境配慮

本項目を認定の対象とする場合は、製造場における活動が環境に配慮されたものであること。

1.4.2 浴槽のライフサイクルの各段階における環境配慮

本項目を認定の対象とする場合は、次の項目に適合すること。

1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮

環境負荷の低減に資する材料が調達され、又は環境負荷の低減に資するように配慮して材料が生産・製造されているなど、材料の調達時等における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮

製造及び出荷の際並びに流通させる際に、省エネルギー化を図るなど、製造・流通時における環境配慮の取組み内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.3 施工時における環境配慮

施工する際に、環境負荷が増大しない方法で施工できるよう配慮するなど、施工時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.4 使用時における環境配慮

使用する際に、省エネルギー化、低騒音化、汚染物質の排出抑制が図られるよう配慮するなど、使用時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.5 更新・取外し時における環境配慮

更新する際に、互換性を確保すること等により、更新を行う施工者が適切かつ簡便に更新できるよう配慮し、取外しの際、環境負荷が増大しない方法で取外しができるよう配慮するなど、更新・取外し時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮

適切にリサイクルや廃棄ができるよう配慮するなど、処理・処分時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

2 供給者の供給体制等に係る要求事項

2.1 適切な品質管理の実施

ISO9001、JIS Q 9001 又は同等の品質マネジメントシステムにより生産管理されていること。

2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保

2.2.1 適切な品質保証の実施

a) 保証書等の図書

無償修理保証の対象及び期間を明記した保証書又はその他の図書を有すること。

b) 無償修理保証の対象及び期間

無償修理保証の対象及び期間は、部品を構成する部分又は機能に係る瑕疵（施工の瑕疵を含む）に応じ、次の年数以上でメーカーの定める年数とすること。ただし、免責事項として次に定める事項に係る修理は、無償修理保証の対象から除くことができるものとする。

1) 貯水機能 5年

2) 1). 以外の部分又は機能 2年

<免責事項>

1 住宅用途以外で使用した場合の不具合

2 ユーザーが適切な使用、維持管理を行わなかったことに起因する不具合

3 メーカーが定める施工説明書等を逸脱した施工に起因する不具合

4 メーカーが認めた者以外の者による住宅部品の設置後の移動・分解などに起因する不具合

5 建築躯体の変形など住宅部品本体以外の不具合に起因する当該住宅部品の不具合、塗装の色あせ等の経年変化又は使用に伴う摩耗等により生じる外観上の現象

6 海岸付近、温泉地などの地域における腐食性の空気環境に起因する不具合

- 7 ねずみ、昆虫等の動物の行為に起因する不具合
- 8 火災・爆発等事故、落雷・地震・噴火・洪水・津波等天変地異又は戦争・暴動等破壊行為による不具合
- 9 消耗部品の消耗に起因する不具合

2.2.2 確実な供給体制の確保

製造等についての責任体制及び確実な供給のために必要な流通販売体制が整備・運用されていること。

2.2.3 適切な維持管理への配慮

2.2.3.1 維持管理のしやすさへの配慮

使用者、維持管理者等による維持管理がしやすく、製品や取替えパーツの交換作業が行いやすい製品であること。

2.2.3.2 補修及び取替えへの配慮

- a) 構成部品について、取替えパーツ(消耗品である場合はその旨)について明確にしていること。
- b) 主要な構成部品について、設計耐用年数及びその前提を明確にしていること。
- c) 取替えパーツの部品名、形状、取替え方法等が示された図書が整備されていること。また、取替えパーツのうち、消耗品については、交換頻度を明らかにすること。
- d) 住宅部品の生産中止後においても、取替えパーツの供給可能な期間を10年以上としていること。

2.2.4 確実な維持管理体制の整備

2.2.4.1 相談窓口の整備

- a) 消費者相談窓口を明確にし、その機能が確保されていること。
- b) 消費者相談窓口やメンテナンスサービスの担当者に対して、教育訓練を実施していること。

2.2.4.2 維持管理の体制の構築等

維持管理の体制が構築されているとともに、その内容を明確にしていること。

2.2.4.3 維持管理の実施状況に係る情報の管理

維持管理の実施状況等について、適切に情報を管理できるようになっていること。

2.3 適切な施工の担保

2.3.1 適切なインターフェイスの設定

他の住宅部品、建築構造体等とのインターフェイスが適切であること。

2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保

施工方法・納まりが適切に定められて明確になっているとともに、施工上の禁止事項、注意事項が定められていること。

3 情報の提供に係る要求事項

3.1 基本性能に関する情報提供

機能性、安全性、耐久性、環境負荷低減等の部品に関する基本的な事項についての情報等が、わかりやすく表現され、かつ、カタログその他の図書及びホームページにより、提供されること。

3.2 使用に関する情報提供

使用についての情報をわかりやすく記載した取扱説明書及び保証書が所有者に提供されること。

3.3 維持管理に関する情報提供

維持管理に関する情報が、わかりやすく表現され、かつ、カタログその他の図書及びホームページにより、維持管理者等に提供されること。

3.4 施工に関する情報提供

浴槽の施工について、次の事項を記載した施工説明書が施工者に提供されること。

- a) 「2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保」に係る情報が、わかりやすく表現されている施工説明書により、施工者に提供されること。
- b) 品質保証に関する事項を記載した施工説明書等が、施工者に提供されること。

Ⅲ. 付加認定基準

1 環境の保全に寄与する特長を有する浴槽についての付加認定基準

浴槽で、環境の保全に寄与する特長を有するものとして認定するものについては、次を満足すること。

- a) I. 総則 4. 部品の構成 表-1 構成の構成部品のうち、浴槽ふたは必須構成部品とする。
- b) II. 要求事項の 1.1 機能の確保 a) 浴槽及び浴槽ふたの保温については、高い保温性能を有すること。
- c) II. 要求事項の 1.4 環境に対する配慮は、必須要求事項とする。

Ⅳ 附 則

1. この認定基準（浴槽 BLS BT:2018）は、2018年7月13日から施行する。
2. この認定基準の施行に伴い、改正前の認定基準（浴槽 BLS BT:2013）は廃止する。
3. この認定基準の施行の日に、既に改正前の認定基準に従って認定又は変更の準備を行っていた者については、この認定基準の施行の日から3か月を超えない日までは、改正後の認定基準を適用しないものとする。
4. この認定基準の施行の日以前に、既に改正前の認定基準に従って優良住宅部品認定規程第16条第1項の認定を受けており（3.により施行の日以後に改正前の認定基準を適用して認定を受けた場合を含む。）、かつ、認定が維持されている優良住宅部品に係る認定基準は、優良住宅部品認定規程第28条第1項の期間内においては、改正前の当該認定基準を適用する。

優良住宅部品認定基準及び付加認定基準（浴槽）

解 説

この解説は、「優良住宅部品認定基準（浴槽）」の改正内容等を補足的に説明するものである。

I 今回の改正内容

1. 優良住宅部品認定基準等にて使用している図版の更新

II 基準改正の履歴

【2013年4月30日公表・施行】

1. 使用に関する情報提供の変更

【2010年3月18日公表・施行】

1. 部品の構成の一部変更
2. 浴槽及び浴槽ふたの保温の要求性能の拡大
3. 浴槽ふたの安全性の要求性能の明確化
4. 保証における免責事項の基準内に明記する旨
5. 適切な施工の担保及び情報提供の変更
6. 付加認定基準の追加

【2008年10月1日一部追記】

1. 附則の追記

【2005年12月28日公表・施行】

1. 認定基準の性能規定化と充実

認定基準の作成ガイドラインに基づき認定基準を整理・充実し、性能規定化した。

- 1) 認定基準の性能規定化
- 2) 認定基準の充実
 - (1) 環境に対する配慮の項目（選択）の追加
 - (2) 供給者の供給体制等に係る要求事項及び情報の提供に係る要求事項の充実
 - イ. 維持管理体制の充実
 - ロ. 消費者等への情報提供

2. 標準的評価方法基準の制定

認定基準の性能規定化に伴い、基準への適合を確認するための評価方法である標準的評価方法基準を制定した。

3. 様式の変更等

認定基準の性能規定化等とともに、従来は別冊としていた総則を本基準に規定した。これに伴い、基礎基準及び選択基準（推奨選択基準、標準化選択基準）の分類の廃止、項目番号の変更を行った。

4. <参考>資料の記載位置の変更

改正前の認定基準においては、情報提供上の整理区分が基準本文に添付されていたが、本項目は参考情報であり、認定基準の一部ではないことから、解説に添付することとした。

【2005年9月9日公表・12月1日施行】

1. 施工方法の明確化等の変更【Ⅱ 9. (4) 12. (1) (2) (3)】

施工説明書等で指示された施工要領から逸脱していない施工の瑕疵について、一般的にB L 保険の対象としたことを踏まえ、施工要領の範囲の明確化及びB L 保険の付保の情報提供を行うことを求めることとした。

【2000年10月31日公表・施行】

1. 優良住宅部品の保証制度の拡充に伴う変更

【1999年8月20日公表・施行】

1. 浴槽の種別の変更
2. シャッターふたの材料の規定化